

## 尼崎市公設地方卸売市場運営委員会傍聴取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、尼崎市公設地方卸売市場運営委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

### (傍聴の取扱)

第2条 委員会の会議は傍聴することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報に関する事項を審議する場合
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項を審議する場合
- (3) その他傍聴させることが公正又は円滑な議事運営に支障となる場合

### (委員会開催の周知)

第3条 委員会の開催日時等の周知を図るため、委員会の開催日の概ね1週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等をホームページ上へ掲載するほか、可能な範囲で市民に周知する。

### (傍聴の定員)

第4条 傍聴の定員は原則10人とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### (傍聴の手続等)

第5条 委員会の傍聴は、次の各号の規定により、傍聴券の交付を受けた者に対して認める。

- (1) 傍聴希望の受付は、委員会開催場所に参集した傍聴希望者に対して、委員会開会時刻の1時間前から行う。
- (2) 傍聴希望者の受付順に整理番号を付した整理券を発行する。委員会開会30分前の時点で、傍聴希望者に傍聴券交付申込書を配付する。ただし、傍聴希望者の数が傍聴の定員を超えるときは、整理番号の小さい整理券を持つ者からくじによる抽選を行い、当選した者に傍聴券交付申込書を配付する。
- (3) 委員会開会30分前の時点で傍聴希望者が傍聴の定員に満たない場合は、委員会開会15分前までに参集した傍聴希望者にも、定員に達するまで先着順に傍聴券交付申込書を配付する。[なお、委員会開会30分前から15分前までの間に、傍聴希望者が定員を超えても抽選は行わない。]
- (4) 傍聴券交付申込書の配付を受けた者は、必要事項を記入し、担当係員に提出のうえ、傍聴券の交付を受ける。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、この要領に定める事項に従わなければならない

ない。

(6) 発行された整理券、傍聴券交付申込書及び傍聴券は他の者に譲渡及び貸与できない。

2 傍聴の希望者(以下「希望者」という。)は、当日、会議開催30分前までに受付簿に必要事項を記入し、会議開催時刻までに会議室に入場しなければならない。

3 開会30分前以降の傍聴者については、定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとする。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

(1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者

(7) 乳幼児及び児童。ただし、保護者等が随伴し、かつ傍聴時に静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りでない。

(8) その他、委員会を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれがある等、傍聴させることが適当でないとして会長が認めた者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、すべて担当係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。

(3) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(4) 飲食、喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話を使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切ること。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴者が、委員会の会議中に写真、映像等を撮影し、又は録音及び録画すること等を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この

限りでない。この場合、第6条第6号の規定は適用しない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はそれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(傍聴者の退場)

第10条 傍聴者は、委員会の会議において公開しないこととされた事項が審議されるとき等退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成21年5月29日から施行する。